



令和8年1月15日

## 児童扶養手当の支給漏れについて

### 1 概要

児童扶養手当に関して、本来、受給資格のあった対象者（以下、Aという）への支給漏れが発生した。Aには直接謝罪し、1月5日、和解が成立した。

### 2 経過

・令和2年8月

当時、児童扶養手当を受給していたAについて、障害基礎年金を受給していることが判明した。受給額が変更となる可能性があることから、区は書類確認等が必要な事案と判断し、Aに対して児童扶養手当の差し止め処理を行った。

・令和4年2月

年金証書により障害基礎年金の支給開始日及び年金額を確認した。

・令和4年3月

Aの児童扶養手当の支給再開に向け、区はシステム上で事務処理を行うところ、差し止めの解除処理を失念してしまった。

・令和7年10月

Aについて、児童扶養手当（令和7年度分）の現況届の確認を行う際、Aが差し止めの状態になっていることが判明。過去の履歴を確認したところ、児童扶養手当の支給が漏れていた期間があることが分かった。

### 3 児童扶養手当の支給が漏れていた期間及び金額

令和2年7月分から令和4年10月分（28か月） 99,960円

### 4 今後の対応

児童扶養手当の時効は2年と定められており、本件は既に時効が完成している。しかしながら、不適切な事務処理に起因するものであることから、手当相当額及び期間に応じた遅延損害金相当額を和解金（110,924円）として今月中に支払う。

### 5 再発防止策

公的年金等受給者の適切な把握に加え、算定金額及びシステム入力後の算定金額のダブルチェックを行う。また差し止め解除漏れ及び算定金額が正確に反映されているか支払いリスト上でも最終確認を行い、支給漏れ及び支給誤り防止を徹底する。

【問い合わせ】子育て支援部子育て応援課